

北海道博物館における研究活動に係る行動規範

(平成 26 年 8 月 20 日 策定)

最終改正 令和 4 年 9 月 30 日

北海道博物館（以下「本館」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、当館の学術研究業務に対する信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動(態度)の基準を行動規範として次のとおり定める。

本館の研究者、事務職員、研究支援人材員等（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1 研究者等は、本館の研究活動における研究費が、公的資金により支えられていることを認識し、研究費の使用にあたり、関係法令、規程等を遵守する。

2 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努め、不正使用又は不正使用への加担は決して行わない。

また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行う。

3 研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為及び不正行為への加担を決して行わない。

また、研究活動により得られた研究データや資料等を知事の所管事務に係る公文書の管理に関する規則(平成 10 年 3 月 31 日訓令第 46 号)、北海道文書管理規程(平成 10 年 3 月 31 日訓令第 7 号) その他関係規程等の定めるところに準じてこれらを適切に保管するとともに、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

なお、研究データや資料等の保存期間は、調査・実験等に係る記録は 10 年、研究試料等は 5 年とする。

4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して不正使用及び不正行為を未然に防止するよう努める。

5 研究者等は、公的研究費の取り扱いに関する研修等に定期的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールを理解に努める。

6 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努める。

7 不正があったと認められる場合はその原因を追求し速やかに是正する。

また、不正が行われ、又は行われたことを知り得たときは、それを放置しない。

